附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（軽油規格等に関する経過措置）

2　当分の間、軽油中の酸価（軽油一グラムのうちに含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムのミリグラム数をいう。以下同じ。）の増加の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における酸価の増加の数値が〇・一二以下である軽油は、この省令による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十二条第一項第五号ロ(4)又は第二十三条第一項第五号ロ(4)の要件を満たすものとみなす。

○経済産業省令第二十七号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、及び割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十二条第一項第四号の規定に基づき、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令

第六十四条第一項第四号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第二十八号

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第四条第一項の規定に基づき、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第三条　電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、平成二十四年度における同条第二項の規定の適用については、同項中「当該届出年度の前年度における電気の供給量」とあるのは「当該届出年度の前年度における電気の供給量に〇・二五を乗じて得た量」と、「当該年度の前年度における電気の供給量の合計量」とあるのは「当該年度の前年度における電気の供給量の合計量に〇・二五を乗じて得た量」とし、同条第三項の規定の適用については、同項中「当該届出年度の前年度における電気の供給量」とあるのは「当該届出年度の前年度における電気の供給量に〇・二五を乗じて得た量」とする。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十九号

特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号）及び特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十号）の施行に伴い、特定通常実施権登録令施行規則を廃止する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

特定通常実施権登録令施行規則を廃止する省令

特定通常実施権登録令施行規則（平成二十年経済産業省令第六十五号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十号）第二十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第七条の規定による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第六十九条の規定による手数料の納付については、この省令による廃止前の特定通常実施権登録令施行規則第三十七条の規定は、なおその効力を有する。

○経済産業省令第三十号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第四号を削る。

第二十条（見出しを含む。）中「安全保障情報調査室」を「情報調査室」に改める。

第二十一条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第二百二十九条中第二十七号を第二十九号とし、第十九号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十八号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　経済産業局所属の東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理に関すること。

第二百二十九条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　経済産業局の所掌に係る東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。

第二百四十七条を削り、第二百四十六条を第二百四十七条とし、第二百四十五条を第二百四十六条とし、第二百四十四条を第二百四十五条とし、第二百四十三条の二を第二百四十四条とする。

第二百五十五条第一項中「十二人」を「十一人」に改める。

附則第三条を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○経済産業省環境省令第二号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

環境大臣　細野　豪志